様式第３号（第５条関係）

番　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　日南町長　　　　　印

年度日南町森林・山村多面的機能発揮対策事業費補助金決定通知書

年　　月　　日付　第　　　　　　号の申請書(以下「申請書」という。)で申請のあった日南町森林・山村多面的機能発揮対策事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、日南町補助金等交付規則（昭和４５年７月１日規則第２２号。以下「規則」という。）第６条第１項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第８条の規定により通知します。

記

１　対象事業

　本補助事業の対象事業は、・・・・・・・とする。

２　交付決定額等

　本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

（１）算定基準額　　金　　　　　　　　円

（２）交付決定額 　金 　　　　　　　円

３　経費の配分

　本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載されているとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

４　交付額の確定

　本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、日南町森林・山村多面的機能発揮対策事業費補助金交付要綱（　　年　　月　　日付日南町長通知。以下「要綱」という。）第３条第２項及び第５条第３項の規定を摘要して算定した額と、前記２の（２）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

５　補助規程の遵守

　　本補助金の収受及び使用、対象事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。